

# 平成30年白老町議会議案説明会会議録

平成30年 6月15日(金曜日)

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時36分

---

## ○議事日程

1. 白老町議会定例会6月会議議案説明

---

## ○会議に付した事件

1. 白老町議会定例会6月会議議案説明

---

## ○出席議員(14名)

1番	山田和子君	2番	小西秀延君
3番	吉谷一孝君	4番	広地紀彰君
5番	吉田和子君	6番	氏家裕治君
7番	森哲也君	8番	大淵紀夫君
9番	及川保君	10番	本間広朗君
11番	西田祐子君	12番	松田謙吾君
13番	前田博之君	14番	山本浩平君

---

## ○欠席議員(なし)

---

## ○説明のため出席した者の職氏名

総務課長	高尾利弘君
財政課長	大黒克己君
企画課長	工藤智寿君
象徴空間整備統括監	笠巻周一郎君
経済振興課長	森玉樹君
農林水産課長	本間弘樹君
町民課長	山本康正君
税務課長	久保雅計君
上下水道課長	池田誠君
建設課長	小関雄司君
健康福祉課長	岩本寿彦君
学校教育課長	鈴木徳子君

生涯学習課長	武永真君
消防長	越前寿君
町立病院事務長	野宮淳史君
健康福祉課子育て支援室長	渡邊博子君
予防課長	笠原勝司君

---

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
主査	小野寺修男君

---

## ◎開会の宣告

○議長（山本浩平君） これより定例会 6 月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。  
(午前 10 時 00 分)

---

○議長（山本浩平君） 定例会 6 月会議に町長から提案のあった議案は、各会計の補正予算 3 件、条例の一部改正 6 件、計画の変更 1 件、財産の取得 3 件、工事請負契約 1 件、委員の選任同意 1 件、報告 2 件、合わせて 17 件であります。

順次、議案の説明をいただきます。

日程第 1、議案第 1 号 平成 30 年度白老町一般会計補正予算（第 3 号）の議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは、議案第 1 号の説明をさせていただきます。平成 30 年度白老町一般会計補正予算（第 3 号）でございます。このたびの補正につきましては、歳入歳出それぞれ 1,922 万 8,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 108 億 7,388 万 3,000 円とする補正予算でございます。

次のページでございます。「第 1 表 歳入歳出予算補正」の、1 歳入、2 歳出につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の、2 歳出から説明をさせていただきたいと思っております。

10 ページをお開き願います。3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費、(1) 消費生活推進経費 13 万 8,000 円の減額補正でございます。まず、19 節負担金、補助及び交付金につきましては、本年 4 月の白老消費者協会の解散に伴う補助金の減額でございます。また、消費者協会解散により、行政独自で消費生活対策を実施するため講演会の開催及び啓発活動の経費、さらに消費生活相談窓口の機能強化を図るための相談員の研修旅費を計上するものでございます。財源は、道支出金の地方消費者行政強化交付金が 10 万 9,000 円を充当することとし、一般財源は 24 万 7,000 円の減額となるものでございます。

次に、2 目老人福祉費、(1) 在宅老人福祉事業経費 329 万 8,000 円の増額補正であります。高齢者生活支援システム事業については、本年 8 月をもって廃止し、緊急通報システムに切りかえることで以前よりご説明申し上げているところでありますが、13 節委託料 62 万 3,000 円は緊急通報システムの既設分 48 台に対する人感センサー設置費用の計上、14 節の賃借料 170 万 8,000 円は携帯電話から移行した 73 台分の 9 月からの緊急通報システム機器賃借料 134 万 864 円と人感センサー 97 台分の経費 36 万 6,660 円の計上であります。なお、人感センサーは、利用者から賃借料分の 1 カ月当たり 540 円をご負担いただくものであります。また、携帯電話から緊急通報システムの移行や人感センサーの新規設置に伴う利用者支援業務のため、臨時高齢者支援員賃金及び共済費と役場使用携帯電話 2 台分の通話料にかかる 9 月以降の 7 カ月分の経費について、高齢者生活支援システム事業経費から本経費に移しかえて計上するものでございます。財源は、利用者負担金 36 万 6,000 円を

充当し、293万2,000円が一般財源であります。

次に、(2) 介護保険事業特別会計繰出金 123万9,000円の増額補正であります。制度改正に伴うシステム改修に係る事務費の繰り出しであります。30年8月から実施予定の高齢者医療介護合算サービス費の所得区分の変更及び高齢者介護サービス費の年度上限額の変更などに対応するものであります。なお、改修費は介護保険特別会計での計上になりますが、改修費総額に対し、国庫支出金が2分の1、残りは一般会計からの繰出金によるもので、繰出金の財源は一般財源となります。

次のページであります。(3) 高齢者生活支援システム事業経費 112万円の減額補正であります。先ほどご説明いたしました高齢者生活支援システム事業については、以前より本年8月をもって廃止する旨、説明しているところであります。4節共済費及び7節賃金は、臨時高齢者支援員の9月以降分の経費、合わせて94万7,000円を本事業経費から減額、11節需用費の消耗品費は、未支出のため全額減額、12節役務費の通信運搬費は、9月以降のシステムの電話回線料と役場使用の携帯電話通信料、合わせて15万9,810円を減額するとともに、対応分の携帯電話のうち、解約前の返却に伴う使用料の行政負担分として7万2,922円、日割りの使用料2,400円を計上いたします。手数料の20万6,000円は、携帯電話20台分の解約手数料であります。13節委託料は9月以降のサーバーの保守業務委託料28万1,000円を減額するものであります。財源は一般財源の減額となります。

次に、3目身体障害者福祉費、(1) 重度心身障害者医療費給付費 272万2,000円の増額補正であります。福祉システム改修業務委託料であります。北海道医療給付事業のレセプト併用化に伴い、事務に使用している福祉システムを改修するものであります。なお、この制度改正に伴い、本年10月から取り扱い手数料を支払う必要がなくなりますが、この減額補正につきましては12月以降を予定しております。財源は、国庫支出金が改修費に対し基準額の2分の1の15万円が交付されることからこれを充当し、残りの257万2,000円は一般財源でございます。(2) 地域生活支援事業経費 22万7,000円の増額補正であります。障害者福祉システム改修業務委託料であります。30年4月施行の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正、並びに報酬改訂に伴い、障害者自立支援給付支払い等システムを改修するものであります。財源は、国庫支出金が事業費の2分の1の11万3,000円の充当、残りの11万4,000円が一般財源となります。

続きまして、4款環境衛生費、1項1目地域保健費、(1) 国民健康保険事業特別会計繰出金 3,734万1,000円の減額補正であります。29年度の国民健康保険事業特別会計の決算剰余金が前期高齢者交付金の増及び医療費の減額などにより1億2,779万4,000円となったことから、当初予算で計上している、その他繰出金の(歳入不足分) 3,734万1,000円を、この剰余金に振りかえることとし、同額を減額するものであります。財源は一般財源であります。財政調整基金から繰り入れにより対応していることから、合わせて繰入金と同額減額するものでございます。

次のページです。7款商工費、2項1目観光対策費、(1) 民族共生象徴空間受入体制整備事業 140万円の増額補正であります。本事業は、巨大パッチワークづくりを通して、本町の多文化共生のまちづくりの進化とその理念を国内外に向けて発信することを目的とするもので、事業内容といたしましては、本年1月ハワイ州への訪問を契機にハワイアンキルトの巨大パッチワークづくりを通して交流促進を図るためハワイ州より講師を招きパッチワークのワークショップ及び講演会の文

化交流を実施するとともに、多文化共生マネージャーを活用して検討会や報告会を実施いたします。さらに、これまでの本町の多文化共生の取り組みや活動について新聞広告を作成、掲載し、それをもとに道民意識調査を実施し北海道民への本町の取り組みを発信するものであります。経費につきましては、委託料 130 万円は新聞の広告料と合わせ、ハワイ州からの講師の招聘及びワークショップの開催と道民意識調査と分析を行うものであります。そのほか多文化共生マネージャーの費用弁償及びハワイアンキルト製作のための材料費を計上するものであります。財源は、諸収入の自治体国際化協会助成金を全額充当するものであります。

次に、8 款土木費、2 項 1 目道路維持費、(1) 道路施設維持補修経費 58 万 4,000 円の増額補正でございます。18 節備品購入費であります。町所有のグレーダーのタイヤホイール 2 本に老朽化により亀裂が生じていることから交換する経費を計上するものであります。財源は、一般財源であります。

続きまして、次のページです。3 目橋梁維持費、(1) 橋梁長寿命化事業、補正額はゼロであります。末広東通り跨線橋整備に関し、橋梁下部の橋脚部分におけるくい及び支承、いわゆる橋げたと橋脚の間に設置する部材のことでありますが、これらの製作に係る経費は J R 北海道の委託工事の一部として負担金で計上しております。しかし J R 北海道による委託工事の発注が 9 月下旬以降とされ、くい及び支承の製作期間を加算すると 31 年度中の自由通路の完成が難しいとのことから、協議の結果、町においてくい及び支承を工事支給材として購入し、J R 北海道の委託工事の着工に合わせて供給することといたしました。このことからくい及び支承の経費 2,140 万円を負担金から原材料費に移しかえるものであります。

次に、10 款教育費、5 目諸費、(1) 教育支援教育支援員配置事業 102 万 6,000 円の増額補正でございます。4 節共済費の臨時職員でございます。28 年 10 月の法改正により、29 年度から短期時間勤務労働者についても社会保険料を計上することとなっております。30 年度当初予算において誤って改正前の積算による金額を計上しておりました。大変申し訳ございません。今後はこのような誤りのないよう十分注意してまいります。今回差額分を増額させていただくものであります。財源につきましては本事業がふるさと納税基金からの繰り入れ事業としていることから、ふるさと納税基金繰入金を充当することといたします。

次に、5 項 1 目社会教育総務費、(1) 社会教育行政事務経費 4 万円の増額補正であります。本年度より北海道から社会教育主事が派遣により 3 年間、配属されており社会教育主事の資質向上を図るため研修会等に参加する普通旅費を計上するものであります。財源は、一般財源であります。

3 目図書館費、(1) 図書等購入経費 3 万 5,000 円の増額補正であります。手づくりマーケット実行委員会様より指定寄付があったことから、寄付金を財源として増額するものであります。

次のページです。2 目体育施設費、(1) 町民温水プール競泳用自動審判計時装置設置事業 432 万円の計上であります。本装置につきましては、29 年度より故障により使用を中止しておりました。大会開催時には苫小牧の温水プールより借用して対応しておりました。本装置の設置にあたりましては、他の財源の確保を前提としておりましたが、このたびスポーツ振興くじ助成金が交付されることになったこと、及び今回設置することで旧装置から利便性が向上し競技会等の質の向上や施設

利用の活性化が見込まれることから、このたび計上するものであります。財源は、諸収入のスポーツ振興くじ助成金が276万4,000円、残り155万6,000円は一般財源となります。

次に、(2) 町民温水プールポンプ等改修事業227万7,000円の計上であります。一般用プールのろ過機ポンプから異常音と振動が発生し調査した結果、ポンプの老朽化によるものでプール循環用とオーバーフロー用ポンプ2台を交換するものであります。合わせて機械室のボイラーに燃焼の不具合があることから部品の安全弁など一部を交換するものであります。財源は、一般財源であります。

次に、13 款給与費、1 項 1 目給与費、(1) 職員等人件費、財源振替でございます。道支出金の電源立地地域対策交付金10万円の交付があったことから、職員等人件費に充当するものであります。なお、当交付金は発電用施設が設置されている市町村などが行う公共施設の整備や住民の福祉向上を目的とした事業に対し国から北海道を經由して交付されるもので、本町は日本製紙株式会社が昨年度白老事業所内のボイラータービン施設を発電施設として国へ届出し登録を受けたことにより今年度から新たに交付されるものでございます。また、交付金は発電量等により算出されるもので、年間10万円を交付限度額として提示されております。

次に、14 款諸支出金、1 項 1 目基金管理費、(1) 各種基金積立金220万3,000円の増額補正であります。財政調整基金積立金1万4,000円については、ポロト地区温泉施設等用地売払い収入を端数処理をして5,800万円としておりましたが、積み立てする必要があることから端数分を増額するものであります。教育振興基金積立金150万円は、浅利恵美子様から100万円、株式会社アビーロードより、手塚貴志様から、それぞれ25万円を教育振興資金として寄附をいただいたものでございます。石油貯蔵施設立地対策等基金積立金については、交付金が当初予算から18万9,000円増額され1,218万9,000円となったことにより基金積み立てするものであります。公共施設等整備基金積立金50万円は、株式会社アビーロード及び手塚貴志様から、それぞれ25万円を公共施設等整備資金としてご寄附いただいたものでございます。

以上で歳出の説明は終わらせていただきまして、戻って歳入の一般財源の説明をさせていただきます。

8 ページ、9 ページをお開きください。中段の20 款繰越金でございます。1 項 1 目繰越金、前年度繰越金984万7,000円の増額補正であります。このたび補正予算における歳入の不足分を計上するものであります。29年度の一般会計の決算剰余金につきましては、歳入歳出差引残額が5億1,646万1,967円、翌年度に繰り越すべき一般財源4,833万円を差し引き、4億6,813万1,967円となります。今年度はこの段階での決算剰余金積立処分を行わず全額繰り越すこととし、地方財政法第7条の規定による剰余金の2分の1以上の積み立てにつきましては、7月の普通交付税算定状況を加味した上で9月の議会にて対応させていただきたいと思っております。このことにより繰越金の留保額は4億3,328万4,000円となります。

以上で議案第1号の説明は終わらせていただきまして、もう一つ事前にお配りをさせていただいております参考資料として、平成29年度ふるさとGENKI応援寄附金実績について簡単にご報告させていただきます。資料1枚ものでございますが、29年度の寄附金の合計額につきましては4億

5,674万5,000円となり、前年比較で1億3,284万5,000円の減額となったものでございます。また、今回基金積立額につきましては経費を差し引き4,937万2,072円となっておりまして、これにつきましては前年比較で5,304万7,178円の減となっております。また、一般寄附分の経費を除く一般財源につきましては1億5,153万847円、前年との比較で576万935円の減となったものでございます。

以上で実績についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第1号の議案説明を終わります。

日程第2、議案第2号 平成30年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） それでは議2-1をお開きください。議案第2号でございます。

平成30年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

まずご説明させていただくにあたり、平成29年度の国民健康保険事業特別会計の、まだ確定をしておりませんが決算状況をご報告させていただきます。歳入が32億8,161万2,000円、歳出が31億5,381万8,000円、決算剰余金が差し引き1億2,779万4,000円となっております。

今回の補正につきましては、この決算剰余金の整理に伴うものでございまして、歳入歳出それぞれ9,045万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億3,295万3,000円とする補正でございます。

2ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入歳出につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきますので、6ページをお開きください。3款国民健康保険費納付金、1項国民健康保険事業費納付金、1目医療給付費分につきましては先ほど申し上げましたが、平成29年度決算で1億2,779万4,000円の剰余金が出たことによりまして、歳入不足として当初予算に計上させていただいておりました法定外の一般会計の繰入金3,734万1,000円を減額することに伴いまして財源振りかえをさせていただくということでございます。

次に、6款基金積立金、1項基金積立金、1目国民健康保険事業基金積立金は9,045万3,000円の増額でございます。これは先ほど申し上げました、決算剰余金1億2,779万4,000円から一般会計に変換した3,734万1,000円を引いた9,045万3,000円を国民健康保険の事業基金積立金で積み立てさせていただくものでございます。

次に、戻りまして4ページをお開きください。歳入でございます。今、歳出で詳細についてはご

説明させていただきましたので詳細については省略させていただきますが、基本的には先ほど申し上げました決算剰余金が1億2,779万4,000円出ておりますので、それを繰り越して、それから一般会計の繰入金を3,734万1,000円減額するという歳入の内容でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号の議案説明を終わります。

日程第3、議案第3号 平成30年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

岩本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（岩本寿彦君） それでは議案第3号でございます。議3-1をごらんください。平成30年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ5,901万2,000円を追加し、総額22億6,647万5,000円とするものであります。

2ページの、「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明をさせていただきますので、6ページをお開きください。歳出でございます。1款総務費、1項1目一般管理費、(1)介護保険運営経費247万6,000円の増額補正で、制度改正に伴いますプログラム修正業務委託料の増額となっております。費用の財源といたしましては、2分の1が国庫補助金、残りの2分の1は一般会計からの繰入金となっております。

続きまして、6款諸支出金、1項1目第1号被保険者保険料還付金29万7,000円の増額補正で、こちらにつきましては29年度保険料の還付金の不足額を増額するものであります。

続きまして、1項2目償還金、(1)国庫支出金等過年度分返還金5,623万9,000円の増額補正で介護給付費及び地域支援事業に対し国、北海道支払基金より概算交付された負担金、補助金につきまして精算し返還するものであります。

次に、歳入の説明をさせていただきますので、4ページをごらんください。歳入でございます。3款国庫支出金、2項4目介護保険事業費補助金123万7,000円の増額補正で、歳出で説明をさせていただきましたが、介護保険システム改修に伴い補助率2分の1の金額を国庫補助金として計上しております。

次に、7款繰入金、1項4目その他一般会計繰入金123万9,000円の増額補正で、こちらも介護保険システム改修に伴う一般会計負担分で、負担割合は費用の2分の1となっております。

続きまして、8款繰越金、1項1目繰越金5,653万6,000円の増額補正で、29年度の介護給付費



に対する実績の国、道支払基金の精算分と介護保険料還付金分でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の議案説明を終わります。

次の日程に入る前にお諮りいたします。

日程第4から日程第10までの条例の一部改正、計画の変更についての7件の議案説明についてありますが、改正条文の朗読を省略し、議案説明、新旧対照表及び資料により簡潔に説明させることといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

日程第4、議案第4号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

久保税務課長。

○税務課長（久保雅計君） 議4-1をお開きください。議案第4号でございます。白老町税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

議4-23をお開きください。議案説明でございます。地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い所要の改正を行うため、本条例等の一部を改正するものでございます。

改正規定につきましては、新旧対照表のとおりでございます。改正内容につきましては、議4-66の次の議案第4号説明資料で主な改正項目についてご説明いたします。

議4-66の次の議案説明資料の1ページ目をごらんください。地方税法等の一部改正（平成30年3月31日公布）等に伴う、主な町条例改正関係の説明でございます。なお、括弧書き年月日の記載のないものにつきましては平成30年4月1日施行となっております。

1、町民税の納税義務者等及び法人住民税の申告納付に係る規定の改正、こちらは第23条と第48条でございます。法人税法及び地方税法等の改正に伴い、内国法人が外国関係各社との二重課税額の控除において、国税から控除しきれなかった額を法人税割額から控除することを定めるものでございます。法改正により、資本金1億円超の法人に対する電子申告の義務化に伴う条文を整備するもの。こちらは平成32年4月1日からとなります。

2、個人住民税の非課税規定の改正、こちらは第24条及び附則第5条でございます。法改正に伴い、「控除対象配偶者」の定義を「同一生計配偶者」に変更する条文を整備するもので、こちらは平成31年1月1日からとなります。また、障がい者、未成年者、寡婦及び寡夫控除の非課税措置の所得要件が125万円以下から135万円以下に改正となります。均等割非課税限度額の基準額に10万円を加算及び所得割非課税限度額の基準額に10万円を加算するもので、こちらは平成33年1月1日

からとなります。

3、均等割の税率等に係る規定の改正、こちら第31条でございまして、法改正に伴い、文言等を整備するものでございます。

4、基礎控除及び調整控除に係る規定の改正、第34条の2及び6でございまして。法改正に伴い基礎控除が一律33万円から、前年所得2,400万円未満は43万円に、2,400万円超2,450万円以下は29万円に、2,450万円以上2,500万円以下は15万円になり、2,500万円を超えるものは適用されなくなるもの並びに前年所得2,500万円超の場合は調整控除額が適用されなくなるものであり、こちらは平成33年1月1日からとなります。

5、個人住民税の申告に係る規定の改正、こちらは第36条の2でございまして。地方税法施行規則の改正に伴い、条文等の整備をするものでございます。また、法改正に伴い、配偶者特別控除の申告要件の見直しにより条文等の整備をするものであり、こちらは平成31年1月1日からとなります。

6、特別徴収義務者に係る規定の改正、第47条の3及び5、こちらは法改正に伴い、文言等の整備をするものでございます。

7、法人町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金に係る規定の改正、こちらは第52条でございまして。法改正により、納期限の延長の場合の延滞金について、申告後に減額更正された後にさらに修正申告があった場合には、修正申告により納付すべき税額（その申告等により納付すべき金額に達するまでの部分に限る）のうち延長後の申告期限前に納付されていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算することとなるものでございます。

8、固定資産税の納税義務者等に係る規定の改正、第54条でございまして。こちらは地方税法施行規則の改正に伴い、条文等の整備をするものでございます。

9、製造たばこ区分の改正、第92条でございまして。法改正に伴い、製造たばこ区分に加熱式たばこを創設するものでございまして、こちらは平成30年10月1日からとなります。

10、町たばこ税の納税義務者等に係る規定の改正、こちらは第92条の2でございまして。法改正に伴い条文の整備をするもので、こちらは平成30年10月1日からとなります。

11、製造たばことみなす場合の規定の新設、こちらは第93条の2でございまして。法改正に伴い、加熱式たばこに係る税制上の取り扱いを商品間で統一するため、製造たばこから分離された溶液部分についても製造たばことみなすこととするものであり、こちらも平成30年10月1日からであります。

12、たばこ税の課税標準に係る規定の改正、こちらは第94条です。法改正に伴い、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、「重量」と「価格」を紙巻きたばこに換算する方式とし、5年間の段階的移行とするものであり、平成30年、31年、32年、33年、34年、それぞれ10月1日から5段階で移行となるものであります。計算の方法としましては、①重量で加熱式たばこ0.4グラムを紙巻きたばこ0.5本換算、②価格、加熱式たばこの小売価格を紙巻きたばこ1本の金額、約20円に相当する金額を紙巻きたばこの0.5本に換算するものでございまして、計算の方法につきましては下の表に記載のとおりでございましてので朗読は省略させていただきます。

続きまして、13、たばこ税の税率に係る規定の改正です。こちらは第95条になります。法改正に

に伴い、たばこ税の税率を平成 30 年 10 月 1 日から 3 段階で引き上げる規定の整備をするものでございまして、こちらは平成 30 年、32 年、33 年の 10 月 1 日でございます。改正の税率につきましては、下の表のとおりでございますので朗読は省略させていただきます。

14、たばこ税の課税免除に係る規定の改正、第 96 条でございます。こちらは法改正に伴い、条文の整備をするもので、平成 30 年 10 月 1 日から適用となります。

15、たばこ税の申告納付の手続きに係る規定の改正、第 98 条です。条例第 94 条において定義語を置いたことにより規定の整備をするもので、こちらは平成 30 年 10 月 1 日から適用となります。

16、固定資産税のわがまち特例制度における課税標準の特例の改正、附則第 10 条の 2。法改正に伴い、特例期限の延長のほか、対象資産を追加し、条文を整備するものでございまして、こちらにつきましてはその次のページの固定資産税のわがまち特例に関する資料、別紙をごらんください。記載のとおりでございます、1 番下でございます、生産性向上特別措置法の規定に基づくものが新規に対象となりまして、こちらの特例率はゼロということで固定資産税が対象となる資産があった場合、かからないということになります。そのほかにつきましては、期限の延長等でございますので朗読は省略させていただきます。

戻りまして、17、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定の改正、こちらは附則第 10 条の 3 でございます。法改正に伴い、条文を整備するもの及び改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定するものでございます。

18、土地に対して課する各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義に係る規定の改正、こちらは附則第 11 条でございます。法改正に伴い、土地に対して課する固定資産税の課税の特例について適用期限を平成 32 年度まで 3 年間延長するものでございます。

19、土地の価格の特例に係る規定の改正、附則第 11 条の 2 でございます。法改正に伴い、土地の価格の特例について適用期限をこちら平成 32 年度まで 3 年間延長するものでございます。

20、宅地等に対して課する各年度分の固定資産税の特例に係る規定の改正、附則第 12 条でございます。こちら法改正に伴い、宅地等に課する固定資産税の課税の特例について、適用期限を平成 32 年度まで 3 年間延長するものでございます。

21、農地に対して課する各年度分の固定資産税の特例に係る規定の改正、附則第 13 条でございます。法改正に伴い、農地に課する固定資産税の課税の特例について、こちら適用の期限を平成 32 年度まで 3 年間延長するものでございます。

22、特別土地保有税の課税の特例に係る規定の改正、附則第 15 条でございます。法改正に伴い、特別土地保有税の課税の特例について、適用期限をこちら平成 32 年度まで 3 年間延長するものでございます。

23、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に係る規定の改正、附則第 17 条の 2 でございます。租税特別措置法改正に伴い、条文を整備するもので、こちらは平成 31 年 1 月 1 日からとなります。

24、町たばこ税の経過措置の改正、改正条例第 6 条でございます。法改正に伴い、旧 3 級たばこ

に係る特例税率の廃止に伴う経過措置を延長するもので、こちらは平成 30 年 10 月 1 日からとなります。

続きまして、議 4-13 をお開きください。

附則。

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中白老町税条例第 92 条を第 92 条の 2 とし、第 2 章第 4 節中同条の前に 1 条を加える改正規定、同条例第 93 条の次に 1 条を加える改正規定並びに同条例第 94 条から第 96 条まで及び第 98 条の改正規定並びに第 6 条並びに附則第 5 条から第 7 条までの規定 平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(2) 第 1 条中白老町税条例第 24 条第 2 項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に定める部分に限る。)及び同条例第 36 条の 2 第 1 項の改正規定並びに同条例附則第 17 条の 2 第 3 項の改正規定並びに次条第 1 項の規定 平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

(3) 第 2 条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第 4 条の規定 平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(4) 第 2 条中白老町税条例第 94 条第 3 項の改正規定 平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

(5) 第 1 条中白老町税条例第 23 条第 1 項及び第 3 項並びに第 48 条第 1 項の改正規定並びに同条に 3 項を加える改正規定並びに次条第 4 項の規定 平成 32 年 4 月 1 日から施行する。

(6) 第 3 条並びに附則第 8 条及び第 9 条の規定 平成 32 年 10 月 1 日から施行する。

(7) 第 1 条中白老町税条例第 24 条第 1 項第 2 号の改正規定、同条第 2 項の改正規定(第 2 号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条第 34 条の 2 及び第 34 条の 6 の改正規定並びに同条例附則第 5 条の改正規定並びに次条第 2 項の規定 平成 33 年 1 月 1 日から施行する。

(8) 第 4 条並びに附則第 10 条及び第 11 条の規定 平成 33 年 10 月 1 日から施行する。

(9) 第 5 条の規定 平成 34 年 10 月 1 日から施行する。

次に、議 4-14 の、第 2 条(町民税に関する経過措置)につきましても、前条第 2 号に掲げる規定による改正後の白老町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものであります。

2 前条第 7 号に掲げる規定による改正後の白老町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成 33 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 32 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものであります。

3 平成 29 年 1 月 1 日以後に同条第 1 項又は第 4 項の申告書の提出期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用するものであります。

4 平成 32 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前

に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例によるものであります。

次に、議4-14 ページの中段の第3条（固定資産税に関する経過措置）につきましては、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものであります。

第2項から第6項までは、平成30年3月31日までの取得等に係るものに対して課する固定資産税については、なお従前の例によるものであります。

第4条の経過措置については、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるものであります。

次に、議4-15 ページの中段の第5条、議4-18 ページの第8条及び議4-20の第10条の（町たばこ税に関する経過措置）については、税率の改正の施行日に関する経過措置であり、別段の定めがあるものを除き、施行の日前に課した、または課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例によるものであります。

次に、議4-15 ページ下段の第6条（手持品課税に係る町たばこ税）については、税率改正日前の売り渡しが行われた製造たばこを同日現在に販売のために所持する卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、売り渡したものとみなして、町たばこ税を課するもので、この場合における町たばこ税の課税標準は、1,000本につき430円とすものであり、これに関するものを規定しております。これにより、旧税率で買入れした製造たばこを大量に買い置きし、新税率適用後の価格で販売することで税率差額分を不当に利得することを防止するものであります。

次に、議4-18の第7条（手持品課税に係る町たばこ税に関する経過措置）については、平成31年10月1日に税率改正に伴う、紙巻たばこの旧3級品に係るもので、先ほどの第6条の手持品課税と同様の考え方となるものであります。

次に、第9条及び第11条の手持品課税に係る町たばこ税については、先ほどの第6条の同様の考え方となりますので説明を省略させていただきます。以上で、長くなりましたが説明を終えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の議案説明を終わります。

日程第5、議案第5号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

渡邊健康福祉課子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 議5-1をお開きください。議案第5号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

条文の朗読については省略させていただきます。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

議5-2をお開きください。議案説明でございます。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、支給認定事務に係る受給資格の確認方法についての変更等がなされたことから、同府令の基準に従い、または参酌して定めている規定について所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

次のページ、議5-3に新旧対照表がございますので改正点をご説明申し上げます。

第8条につきましては、就学前子どもの認定区分、保育の事由、保育必要量、支給認定の有効期間等が記載されている支給認定証が保護者からの申請があった場合にのみ交付されることになったため、特定教育、保育施設が行う受給資格等の確認方法を改正するものでございます。

また、第15条においては、認定こども園法の改正により、認定等の事務、権限を指定都市等へ委譲するための条項が追加されたことによる項番号の変更でございます。以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第5号の議案説明を終わります。

日程第6、議案第6号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

渡邊健康福祉課子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 議6-1をお開きください。議案第6号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

条文の朗読については省略させていただきます。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

議6-2をお開きください。議案説明でございます。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件の拡大等がなされたことから、同省令の基準に従う規定について所要の整備を行うため、本条例の一

部を改正するものである。

次のページの議6-3に新旧対照表がございますので、改正点をご説明申し上げます。

第10条第3項第4号で、学校教育法の規定により、学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格として規定しているところ。教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にし、有効な教員免許状を取得した者を対象とするための改正でございます。

また、第10号においては、一定の経験があり、かつ市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとして、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者を追加するものでございます。以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第6号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第6号の議案説明を終わります。

日程第7、議案第7号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

岩本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（岩本寿彦君） それでは議案第7号でございます。白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

なお、条文の朗読は省略をさせていただきます。

続きまして、議7-2をごらんください。議案説明でございます。介護保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、平成30年8月1日から施行されることに伴い、同令を引用している条項を整理するほか、介護保険法の一部改正により市町村の質問検査の対象が拡大されたことから、その求めに違反した場合の罰則規定について整備するため、本条例の一部を改正するものでございます。

次のページ、新旧対照表をごらんください。このたび改正する、まず第4条になりますが、こちらのほうにつきましては災害等によりまして本人が望まない理由で土地を売却してしまった場合、譲渡した翌年の所得が急増するということが介護保険の自己負担額が高額になる場合があることから、租税特別措置法に規定される長期、または譲渡所得の特別控除額を控除して控除後の金額を用いることに改められているものでございます。その結果、介護保険料が高額にならないような内容となっております。

第13条のほうでは、市町村の質問検査の対象を第1号保険者だけとしていたものを、被保険者へと拡大するような改正内容となっております。

続きまして、議7-1へお戻りいただきまして、附則でございます。この条例は、平成30年8月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は公布の日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第7号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第7号の議案説明を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時00分

---

再開 午前11時10分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第8、議案第8号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君） 議8-1でございます。白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

次のページの議8-3をお開きください。議案説明でございます。公営住宅法等の一部改正に伴い、認知症患者等で収入申告等が困難と認められる入居者については、官公署の書類の閲覧等により把握できた収入状況をもって町長が家賃を決定することを可能とすることのほか、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。いわゆる入居者の家賃の決定につきましても、収入申告書を提出していただいて、その収入をもとに次年度の家賃を決定するような形になっています。その中では今回の条例改正によりまして収入申告ができない方、いわゆる認知症ですとか、知的障がいとか、精神障がいの持っている方は、収入申告書の提出が困難というような状況にある方については、その提出を緩和して自ら町のほうで関係書類を閲覧して、その収入状況を確認して、それだけで家賃を決定できるといった部分の入居者の軽減を図るような緩和の改正でございます。

戻りまして、議8-2でございます。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の第14条第3項、第15条第1項、第27条第1項、第29条第1項、第38条及び第39条（「第15条第1項及び」の次に「若しくは第4項」を加える部分に限る。）の規定は、平成31年以後の年度分の町営住宅の毎月の家賃について適用し、平成30年度分までの町営住宅の毎月の家賃については、なお従前の例による。以上、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第8号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 8 号の議案説明を終わります。

日程第 9、議案第 9 号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

笠原予防課長。

○予防課長（笠原勝司君） 議 9－1 をごらんください。議案第 9 号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 6 月 15 日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議 9－2 をごらんください。議案説明でございます。防火安全に対する認識や体制を確立し、火災被害の軽減を図ることを目的に、スプリンクラー設備等の消防用設備等の設置状況が消防法等に違反すると認められる飲食店等の防火対象物について、その違反内容を公表することができる制度を設けるため、本条例の一部を改正するものである。

次のページ、議 9－3、新旧対照表でございます。その次のページをごらんください。議案第 9 号の説明資料でございます。違反對象物に係る公表制度の概要でございます。

1、目的としては、近年発生する病院等の火災、グループホーム等の火災、これらの施設が違反状況がわかると。入居者の方が実は消防設備がついていないということが知らないまま入居する、そういう施設利用者のためにも違反がある施設を公表すると。施設側も公表されることによって違反を改善する是正の一つになるという制度でございます。対象となる防火対象物でございますが、防火対象物というのは、白老町におけるこういう施設、消火器の設置基準以上の対象物というふうにひろっております。現在、町内にある防火対象物は 899 件、そのうち今回対象になる特定防火対象物というのは、その中でも集会場、飲食店、デパート、ホテル、病院、福祉施設など、火災が起きた場合、人命危険が大であると認められる施設、それを特定施設と呼んでいるのですけれども、その対象施設は 197 件でございます。そしてこの今回の公表にかかる違反、スプリンクラーの設置義務件数は 17 件、屋内消火栓設置義務件数は 16 件、自動火災報知設備設置義務件数が 130 件でございます。これらの消防設備が未設置の場合、公表するという制度でございます。本日、現在で白老町の管内の中では、この公表に対象となる施設はございません。春ぐらいまではあったのですが、立ち入り検査を重ねて、こういう公表制度になるということを説明を続けていった結果、今月中から工事するという施設 3 件、それも全て改善予定で、現状の中では施行日に公表するという対象物は現在のところありません。公表方法に関しましては、白老町のホームページ、立ち入り検査等で異常があった場合は、その指導事項を通知した 2 週間以内にこういう具体的な改善がない場合、もう発注していますとか、見積もりの段階では確かなものではありませんので明らかに改善がされるというものに関しては公表いたしません、明らかではないものに関しては公表するという制度でございます。この通達は、国のほうから平成 25 年に出て、政令指定都市では平成 27 年 4 月から公表制度が実施されております。人口 20 万人以上の消防本部に関しましては、本年の 4 月 1

日から施行、20万人以下の消防本部に関しては、来年31年4月1日から施行しなさいという指導になっています。胆振管内5消防本部全て、来年4月1日施行予定でございます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第9号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第9号の議案説明を終わります。

日程第10、議案第10号 白老町過疎地域自立促進計画の変更についての議案について説明をお願いいたします。

工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） それでは、議10-1をお開きください。議案第10号でございます。白老町過疎地域自立促進計画の変更についてご説明いたします。

条文の朗読は省略させていただきます。

議10-3をお開きください。議案説明でございます。本町は過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域として公示されており、総合的、計画的な自立促進を図ることを目的に議会の議決をへて本計画を策定し、地域の振興と発展に資するさまざまな取り組みを進めているところであります。

このたび、民族共生象徴空間の周辺整備に関する事業や、災害時における避難所の環境整備に関する事業等、当初計画策定時に想定されていなかった事業を追加するため、本計画の一部を変更するものであります。

なお、変更内容については、同法第6条第4項の規定に基づき、北海道とあらかじめ協議を行っております。

変更内容についてご説明いたします。議10-2をお開きください。白老町過疎地域自立促進計画変更については記載のとおりでございますので省略させていただきますが、白老町過疎地域自立促進計画の概要については、議10-3の次のページをお開きいただきまして説明資料によりご説明させていただきます。今回の変更概要について、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の計画に新規事業の追加を行うものでございます。①市町村道に橋りょうを追加し、橋りょう長寿命化事業、末広東町通り跨線橋事業と、橋りょう長寿命化事業、萩野12間線跨線橋撤去工事の追加でございます。②電気通信施設等情報化のための施設の事業を新設し、その他の情報化のための施設として、公衆無線LAN環境整備事業を追加するものでございます。以上で説明を終了させていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第10号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第10号の議案説明を終わります。

日程第 11、財産の取得についての議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議案第 11 号、議 11-1 をお開きください。財産の取得について。

- 1 取得する財産（備品） パーソナルコンピューター80 台
- 2 取得予定金額 1,456 万 9,200 円
- 3 取得の目的 役場職員用コンピューター機器の更新
- 4 取得の方法 北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業に基づく譲渡
- 5 契約の相手方 札幌市中央区北 4 条西 6 丁目 北海道自治会館内  
北海道市町村備荒資金組合  
組合長 菊谷秀吉

次のページ、議案説明でございますが、今回の議案につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例（昭和 39 年条例第 7 号）第 3 条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、入札の経過でございますが、去る 5 月 24 日に有限会社こんや、株式会社和歌白老営業所、事務器のカナマルの 3 社に指名通知を行い、5 月 31 日に入札を行ったところでございます。落札者は、有限会社こんやでございます。落札率でございますが、予定価格 1,474 万 3,296 円に対し、落札額が 1,456 万 9,200 円でございます。落札率 98.8%となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 11 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 11 号の議案説明を終わります。

日程第 12、議案第 12 号 財産の取得についての議案について説明をお願いいたします。

鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 議案第 12 号について説明いたします。議 12-1 をお開きください。

- 1 取得する財産（備品） パーソナルコンピューター115 台
- 2 取得予定金額 1,652 万 4,000 円
- 3 取得の目的 小中学校教職員用コンピューター機器の更新
- 4 取得の方法 北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業に基づく譲渡
- 5 契約の相手方 札幌市中央区北 4 条西 6 丁目 北海道自治会館内  
北海道市町村備荒資金組合  
組合長 菊谷秀吉

議 12-2 をお開きください。議案説明です。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例（昭和 39 年条例第 7 号）第 3 条に基づき、議会の議決を求めるものであ

ります。

続きまして、入札の経過でございますが、去る5月24日に有限会社こんや、株式会社和歌白老営業所、事務器のカナマルの3社に指名通知を行い、5月31日に入札を行ったところであります。落札者は、株式会社和歌白老営業所であります。落札率でございますが、予定価格1,668万6,000円に対し、落札額が1,652万4,000円でございますので、落札率は99%となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第12号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第12号の議案説明を終わります。

日程第13、財産の取得についての議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは、議案第13号でございます。議13-1をお開きください。

- 1 取得する財産（備品） 高規格救急自動車1台
- 2 取得予定金額 3,218万4,000円
- 3 取得の目的 高規格救急自動車の更新
- 4 取得の方法 指名競争入札による購入
- 5 契約の相手方 札幌市東区苗穂町13丁目2番17号  
株式会社 北海道モリタ  
代表取締役 中川龍太郎

次のページ、議案説明でございますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第3条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

説明資料として、高規格救急自動車の更新事業ということで今回の更新につきましては、平成16年度に導入した自動車の更新ということになります。車両の概要は記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

続きまして、入札の経過でございます。去る5月18日に株式会社北海道モリタ、株式会社二二商会、田井自動車工業株式会社、山崎自動車株式会社の4社に指名通知を行い、5月29日に入札を行ってございます。落札者は、株式会社北海道モリタであります。落札率でございますが、予定価格3,251万6,316円に対し、落札額は3,218万4,000円でございます。落札率は98.9%となっております。よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第13号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 13 号の議案説明を終わります。

日程第 14、議案第 14 号 工事請負契約の締結についての議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは、議案第 14 号でございます。議 14-1 をお開きください。

今回の議案につきましては、工事請負契約の締結ということで、議会の議決付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和 39 年条例第 7 号）第 2 条の規定に基づくものでございます。

- 1 契約の目的 平成 30 年度施行、末広東町通り跨線橋（自由通路）整備工事（桁等製作工）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約の金額 4,374 万円
- 4 契約の相手方 札幌市中央区北 5 条西 2 丁目 5 番地  
五洋建設株式会社 札幌支店  
執行役員支店長 櫻井克之

議案説明でございます。

- 1 工事場所 白老郡白老町末広町・大町（白老駅）
- 2 完成期限 平成 31 年 3 月 20 日
- 3、工事概要、4、主要工種につきましては記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

全体図を一応参考に添付してございますので、これにつきましても説明は省略させていただきます。

続きまして、入札の経過でございます。去る 5 月 18 日に白老町公告第 13 号にて、制限付一般競争入札の公告を行い、5 月 21 日から 5 月 28 日まで入札参加資格の申し込みの受け付けをいたしました。その結果、6 社からの申し込みがあり、5 月 30 日に参加資格の通知を行いましたが、2 社より辞退の申し入れがあったことから、残り 4 社、旭イノボックス株式会社、株式会社檜崎製作所、株式会社日進製作所、五洋建設株式会社札幌支店の 4 社、単独企業によりまして 6 月 13 日に入札を行ったところでございます。落札者は、五洋建設株式会社札幌支店であります。

続きまして、落札率でございますが、予定価格 6,557 万 7,600 円に対し、落札額は 4,374 万円でございますので、落札率は 66.6%となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 14 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 14 号の議案説明を終わります。

日程第 15、議案第 15 号 白老町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

この議案は、人事案件であることから、議会運営基準の規定に基づき、審議する当日に配付される議案であります。

よって、本日の議案説明会においては議案説明ができないものであります。

審議当日の説明になりますので、ご承知願います。

日程第 16、報告第 1 号 平成 29 年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書についての議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは、報告第 1 号でございます。報 1－1 をお開きください。

平成 29 年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告議案につきましてご説明申し上げます。

平成 29 年度の一般会計補正予算、第 7 号、第 8 号及び第 9 号で可決いただきました繰越明許費につきましては、次のページのとおり地方自治法施行令第 146 条の規定に基づき、30 年度に繰り越すものでございます。繰越事業につきましては、ここに記載しております 6 事業であります。なお、1 番上の象徴空間予定地整備事業につきましては、第 7 号補正にて 4,914 万円を繰越限度額として議決いただきましたが、1,891 万円を前払い金として支出しておりますので、繰越額は 3,023 万円となっております。繰越額は 1 億 3,587 万円で、特定財源が 8,754 万円、残り一般財源 4,833 万円を 30 年度に繰り越すものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより報告第 1 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第 1 号の議案説明を終わります。

日程第 17、報告第 2 号 白老町が出資をしている法人の経営状況説明書の提出についての議案について説明をお願いいたします。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 報 2－1 をお開きください。報告第 2 号です。白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出書についてであります。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書を別紙のとおり提出するものでございます。

（1）株式会社白老振興公社平成 29 年度事業報告及び平成 30 年度事業計画

（2）一般財団法人白老町体育協会平成 29 年度事業報告及び平成 30 年度事業計画

それぞれ内容につきましては、慣例によりまして説明を省略させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより報告第 2 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告第2号の議案説明を終わります。

---

◎閉会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上をもって、定例会6月会議の議案説明は全て終了いたしました。

これをもちまして議案説明会を終了いたします。

（午前11時36分）